

診療報酬改定に関する院内掲示

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について Web サイト上に掲載いたします。

-----医療情報取得加算-----

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として使用できる体制を整えており、オンライン資格確認を行っております。

オンライン資格確認により受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することでより質の高い医療の提供に努めております。

-----医療 DX 推進体制整備加算-----

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための情報を取得、または活用して診療を行います。

-----明細書発行体制等加算-----

医療の透明化や患者様への情報提供積極的に推進していく観点から、会計時に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を発行しております。

-----一般名処方加算-----

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは…お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

-----生活習慣病管理料-----

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象です。

患者様の状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

2024年6月1日